

とちぎ未来開拓 プログラム（試案）

Q & A

平成21年5月

栃 木 県

とちぎ未来開拓プログラム（試案）Q & A 目次

（財政状況関係）

- 問1 県の財政状況は？、栃木県は赤字なのか？ 1
- 問2 県財政はなぜ悪化したのか？ 2
- 問3 これまでの財政健全化努力は？ 2
- 問4 国の三位一体の改革と県財政悪化の関係は？ 3
- 問5 財政再生団体転落への可能性はあるか？ 3
- 問6 財政再生団体とは？、財政再生団体になるとどうなるか？ 4
- 問7 財源不足の発生原因は？、歳入に見合った歳出にできないか？ 5
- 問8 無駄な支出はないか？ 5
- 問9 全国に比べ本県の財政状況は悪いのか？ 6
- 問10 財政危機は本県だけなのか？ 6
- 問11 これまでと同様に予算編成可能ではないか？ 7

（歳入関係）

- 問12 県税収入の状況及び徴収状況は？ 8
- 問13 歳入確保の努力をしてきたのか？ 9
- 問14 県の「埋蔵金」はないか？ 10
- 問15 未利用地の売却で財源を生み出せないか？ 11

（公債費関係）

- 問16 毎年の借入額は？、借入増により予算編成可能では？ 12
- 問17 公債費の他県との比較は？ 12
- 問18 利子の額、県民一人あたりの借金は？ 13
- 問19 今後の公債費の見込みは？ 13
- 問20 収入に見合った歳出による財政運営をすべきでは？ 14

（行政改革関係）

- 問21 民間委託により予算の減額は可能では？・・・・・・・・・・15
- 問22 職員の給与水準は？、職員給与のカットをすべきでは？・・・・・・・・16
- 問23 給与カットでの3年間、5%の理由は？・・・・・・・・・・16
- 問24 県職員平均給料は？、給料水準は他県と比較してどうか？・・・・・・・・17
- 問25 県職員数は多すぎるのでは？・・・・・・・・・・17
- 問26 職員数削減への取組は？・・・・・・・・・・18
- 問27 関係団体への県費支出や職員派遣はやめるべきでは？・・・・・・・・18
- 問28 見直す公の施設が少ないのでは？・・・・・・・・・・19
- 問29 出資法人等のあり方の見直しは行わないのか？・・・・・・・・・・19

（プログラム内容関係）

- 問30 「とちぎ未来開拓プログラム」と名付けた理由は？・・・・・・・・・・20
- 問31 事務事業をどのように見直したのか？・・・・・・・・・・20
- 問32 市町村、民間への負担転嫁ではないか？・・・・・・・・・・21
- 問33 全国での実施率が低くても実施すべき事業はあるのではないか？・・・・21
- 問34 毎年度、どのようにプログラムを見直すのか？・・・・・・・・・・22
- 問35 基金の戻しが出た場合の対応は？・・・・・・・・・・22
- 問36 国の「経済危機対策」の交付金による財源不足への影響は？・・・・・・・・23
- 問37 平成25年度において53億円の財源不足が生じる評価は？・・・・・・・・23
- 問38 中期財政収支見通しにおける成長率等の前提が変わった場合の対応は？・・24
- 問39 公共事業削減と経済対策への対応は？・・・・・・・・・・24

(個別事業関係)

- 問40 公共投資の経済効果は？、財政状況悪化の原因では？ 25
- 問41 公共事業削減により財源確保可能では？ 26
- 問42 公共事業への縮減率適用の可否と必要箇所への対応は？ 27
- 問43 県庁舎建設が財政悪化の原因では？ 27
- 問44 こども医療費補助金等への所得制限導入の理由は？ 28
- 問45 私学助成金削減の影響（家庭負担増）は？ 28
- 問46 競技力向上費の削減は？ 29
- 問47 青少年教育施設の再編整備休止理由は？ 29
- 問48 ドクターヘリ導入促進事業の継続理由は？ 30
- 問49 人事委員会勧告によらない給与の削減の適否は？ 30
- 問50 「総合スポーツゾーン整備」の取扱いは？ 31

(その他)

- 問51 次期総合計画との整合性は？ 32
- 問52 平成22年度政策経営基本方針との関係は？ 33
- 問53 政策マネジメントとの関係は？ 33

(財政状況関係)

問 1

県財政は今どのような状況にあるのですか？栃木県は赤字なのか？

答

県財政は、平成 15 年度からの国の三位一体の改革により地方交付税等が削減され歳入が大きく減少する一方で、歳出面においては医療・福祉関係経費や過去の借入金に対する返済経費である公債費等が増加する状況の中で、収支不足を補うため、基金の活用をはじめ様々な財源対策等でどうにか赤字にならないように努力してきました。

しかしながら、財政調整的な基金（貯金）の残高は約 30 億円と枯渇寸前であり、平成 22 年度以降も毎年度 300 億円を超える財源不足額が見込まれており、その他の基金を含めても対応は限られています。本県の財政は、今後何らかの対策を講じなければ、平成 23 年度には赤字決算となり、いわゆる「財政健全化法」に基づく「財政再生団体」に転落する恐れがあるほどの危機的な状況にあります。

このため、これまでも財政健全化への取り組みは進めてきましたが、今年度、歳入歳出両面から抜本的な見直しを行い、9 月までに財政健全化に向けたプログラムを作成し、早期に財政健全化を図っていくこととしています。

問2

県の財政はなぜこんなに悪化したのですか？

答

県の財政が悪化した理由としては、高齡化の進展等に伴い医療・福祉関係経費が年々増加していること、バブル崩壊後の国の経済対策等に積極的に呼応し、その財源として県債を大量に発行したことから、その償還のための公債費が高い水準で推移してきたこと、三位一体の改革に伴い、国庫補助金の削減に見合った十分な税源移譲がなされなかったことに加え、地方交付税が大幅に削減されたこと、本県独自の事情として、足利銀行の一時国有化に伴い、県内経済の活性化に積極的に取り組んできたことにより、財政のスリム化のテンポが他県より緩やかにならざるを得なかったことが、大きな要因としてあげられます。

さらに、現在の経済状況から県税収入も過去最大の落ち込みを見せており、このような、歳出・歳入の両面にわたる要因により、現在の危機的な財政状況に至っています。

問3

これまで県は財政健全化の努力をしてきたのですか？

答

県では、平成6年に「栃木県行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや行政組織の見直し等により歳出の削減に努め、平成6年から17年の間に累計で1,316億円もの歳出削減を行いました。

さらに、平成18年2月には「栃木県行財政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しはもちろん、職員数の削減や給与見直しなどの人件費の抑制、県出資団体等の見直し等、様々な取組を進めてきています。

しかしながら、三位一体の改革による大幅な歳入減と高齡化の進展に伴う社会保障関係経費の増大等は、こうした行財政改革の取組効果を大きく上回っており、平成4年度末には1,203億円あった財政調整的基金の残高が平成21年度末には30億円になる見込みであるなど、県財政を取り巻く環境は更に厳しさを増しています。

問4

国の三位一体の改革は、地方の税財源を拡充すると聞いていましたが、なぜ栃木県では財政悪化の原因になっているのですか？

答

平成15年度から18年度にかけて行われた国の三位一体の改革では、本県財政への影響は国庫補助金が約408億円減に対し、税源移譲が約310億円増に止まったことに加え、地方交付税等が約651億円減となり、差引が約749億円減に上っています。

こうした状況は全国的なものであり、全国知事会の推計では、平成23年度末には全ての自治体の財政調整基金が底を突く見込みとなっています。

問5

栃木県は夕張市のように財政再生団体になる可能性があるのですか？

答

本県では、平成22年度以降、毎年度、300億円を超える財源不足が見込まれており、このままの財政運営を続ければ、平成23年度には夕張市と同じように財政再生団体に転落する恐れがあります。

地方自治体でありながら、国の指導を仰ぎながら県民の負担を増やしたり、県民サービスを大幅に下げざるを得なくなるような事態は絶対に避けなければなりません。

(参考) 財政再生団体等()へ転落する赤字額

赤字額が約 160億円程度 財政健全化団体に転落

赤字額が約 213億円程度 財政再生団体に転落

(平成19年度一般会計決算規模により試算)

(注) 夕張市は平成18年度に旧法(地方財政再建促進特別措置法)の準用という形で「財政再建団体」(準用再建団体)になっていますが、説明の便宜上、新法(地方公共団体財政健全化法)上の用語「財政再生団体」を用いました。

問6

財政再生団体とは何ですか？

財政再生団体になるとどうなるのですか？

答

「財政再生団体」とは、いわゆる「財政健全化法」()に定められた財政運営の健全度を測る指標が一定の水準を超え、国の管理下で再建に取り組むこととなる地方自治体のことです。

「財政健全化法」は、決算の数値等をもとに地方自治体の財政運営の健全度を、自主的な「早期健全化(イエローカード)」段階と国の管理に基づく強制的な「財政再生(レッドカード)」段階の2段階でチェックします。

健全度を測る指標は、普通会計の実質的な赤字割合を示す「実質赤字比率」、公営事業会計を合わせた全ての会計の実質的な赤字割合を表す「連結実質赤字比率」、借金返済の重さを表す「実質公債費比率」、一般財源に対する第3セクター等も含めた将来負担額の大きさを示す「将来負担比率」の4つが示されており、4つの指標のうちいずれかが早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、それより悪い財政再生基準を超えると「財政再生団体」となります。

財政再生団体に転落すると、国の管理の下、県は財政再生計画を策定し、再生計画を着実に実行することになりますが、職員給与の大幅削減はもちろんのこと、県民に対して新たな税負担や、使用料・手数料の値上げを求めたり、公共投資の削減、福祉や医療面での県独自のサービスの廃止等を含み、様々な形で県民サービスの水準を下げざるを得なくなります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

問7

どうして、毎年こんなに財源不足が発生するのですか？
歳入に見合った歳出とすることはできないのですか？

答

現在、本県の歳入のうち最も高い割合を占める県税や地方交付税の増が見込めない中、歳出面においては高齢化の進展等に対応した社会保障関係経費が増加する傾向にあることなどから、「選択と集中」により事務的経費の節約等の徹底した内部努力や公共事業の抑制等を行ってきましたが、それでもなお財源が不足するため、貯金（基金）を取り崩しながら、毎年度やりくりしている状況にありました。

しかしながら、そのやりくりも貯金（基金）が底をつくなど限界にきており、中期財政収支見込みでお示したように、今後4年間で約1,300億円もの財源不足が見込まれることから、一切の聖域なしに見直しを行い、歳入に見合った歳出へと転換を図る必要があります。一層の内部努力はもちろんですが、行政サービスの在り方について、改めて県民の皆様とともに考えていく必要があります。

問8

無駄な支出はないのですか？

答

最少の費用で最大の効果を得られるよう、毎年度の予算編成の過程で、各事業の費用対効果についてあらゆる角度から検証を行うとともに、その執行に当たっても経費の節減に努めており、さらに様々なチェック機関（監査委員、外部監査人、議会等）により、執行状況について厳しいチェックがなされています。

今後も予算の適正な執行に努めていきます。

問 9

全国に比べて本県の財政状況は悪い方なのですか？

答

平成19年度の主な財政指標のうち、財政の自立性を示す財政力指数は、全国の中では第9位と良い方ですが、財政の硬直性を示す経常収支比率は、100.4%となり、全国でワースト3位となっています。

実質公債費比率は、公債費の面から財政の健全性を示す指標ですが、公共事業等の抑制に努めたり、県債償還の平準化（返済期間の延長）を行った結果、若干改善傾向にあり、全国平均よりは良いと言えます。

財政状況の判断は、これらの指標や基金残高等を複合的に見る必要がありますが、ほとんどの道府県財政が極めて厳しい状況にあり、本県も例外ではありません。これまで予算編成において重要な役割を果たしてきた財政調整のための基金も枯渇寸前の状況であり、このままでは財源が大幅に不足となる見込みであるなど、本県の財政は急速に悪化していることから、早急に抜本的な対策を講じる必要があります。

問 10

今日の財政危機は本県だけのものなのですか？本県だけとすれば、他県はどうして本県のようにないのですか？

答

財政規模等の違いで一概には言えませんが、全国的に、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費など義務的経費が増え続ける一方、三位一体の改革等により歳入は大きく減っており、厳しい財政運営を強いられています。

現在は、全国のほぼ全ての県で財政改革に取り組んでおり、中には、投資的経費の大幅な抑制や、職員の給与カットなど、本県より厳しい財政改革の取組を既に実施している県もあります。

問 1 1

これまでも「厳しい、厳しい」と言っておきながら、予算を組めているので、今後もどうにかなるのではないですか？

答

県債発行の抑制等に取り組んだ結果、県財政は回復の兆しもありましたが、平成 1 5 年度からの三位一体の改革等の影響を受け、再び厳しい財政運営を強いられることになりました。

そのため、投資的経費や経常経費の削減等に取り組む一方で、財政調整的な基金の取り崩しを行うことにより、どうにか予算編成を行ってきました。

しかしながら、平成 2 1 年度末には財政調整的基金は 3 0 億円を残すのみとなる一方で、今後、毎年 3 0 0 億円を超える財源不足が見込まれています。取りうる財源対策も限られてきており、抜本的な見直しを行わなければ、赤字団体（財政再生団体）へ転落し、県民サービスが大幅に低下することになります。

(歳入関係)

問 1 2

県税収入はどれくらいありますか？きちんと徴収できていますか？

答

平成 1 9 年度の普通会計における税収の決算は以下のとおりです。

県税収入は約 2 , 8 2 5 億円、徴収率は 9 6 . 6 % であり、全国 3 9 位と低位にあります。収入未済額は 9 6 億円ありますが、そのうち市町村が賦課徴収を行っている個人県民税が 5 0 億円と 5 2 % を占めています。(個人県民税を除く徴収率は、9 7 . 8 %)

個人県民税対策としては、平成 1 9 年度に「地方税徴収特別対策室」を設置するなど、市町村と協力しながら徴収率の向上に取り組んでいます。

(具体的な取組)

地方税徴収特別対策室に県職員 1 3 名と市町村職員 3 0 名の計 4 3 名を配置し(平成 2 1 年度) 滞納整理を推進する。

共同催告などの市町村との共同の取組を強化する。

個人県民税高額滞納案件について、地方税法の規定に基づく市町村からの徴収の引受を推進する。

問 1 3

歳出削減だけでなく、歳入を確保する努力はしてきたのですか？

答

歳入を増やす、確保する努力はこれまでもあらゆる観点から行ってきましたが、今後も更に取り組を進めていきます。

まず、歳入の大きな柱である県税については、これまでも税収の確保・税負担の公平性の観点から、自動車税のコンビニ収納など納税者の利便性を向上させる一方で、厳正な滞納処分等を実施しています。また、森林保全の課題に対応する財源として、法定外税である「とちぎの元気な森づくり県民税」(超過課税)も導入してきました。

県税以外の歳入についても、受益者負担の適正な観点から使用料・手数料等について随時見直しを行うとともに、未収金については早期回収のための取組を強化しています。

また、県有資産については、利活用の状況や見直しを踏まえ、売却や有償貸付等の活用を積極的に図っています。

今後、更なる歳入確保の観点から、ネーミングライツの契約施設の拡大などを進めます。

また、平成20年度から始まったいわゆる「ふるさと納税」制度による他県居住者からの寄附の受入れについては、県出身者に限らず、これまで本県に居住、あるいは来訪された経験があるなど、ゆかりのある方々も対象に積極的な周知・啓発を行い、寄附金収入の確保に努めます。

【歳入確保策の具体例】

自動車税のコンビニ収納(H19～)実施

個人住民税対策として体制を強化し、市町村の徴収・滞納整理を支援

悪質滞納者等に対する差押えやインターネットによる動産等の公売を徹底

県営住宅の家賃滞納者に対する法的措置実施等を強化

問14

県にもいわゆる「埋蔵金」はないのですか？
あるならば活用すべきではないでしょうか？

答

国では、財政投融资特別会計などの剰余金（いわゆる「霞が関埋蔵金」）を取り崩し、補正予算等の財源として活用しています。

本県にも、「特別会計」や「特定目的に活用する基金」がいくつかありますが、その設置目的に応じて、貸付金の財源に充てたり、運用益の活用を図っています。

平成21年度予算では、「地域福祉基金」の一部を基金の目的に沿って活用しましたが、集中改革期間中には、その他の基金も含め活用することとしています。

なお、基金取崩しの効果は1回限りのものであり、財源不足を根本的に解消するものではありません。徹底した内部努力と選択と集中により、財源不足の圧縮に努め、基金に頼らない財源の均衡した財政構造の確立を図っていく必要があります。

問 1 5

使われていない土地を売却すれば財源を生み出せませんか？

答

県では、平成20年度に財産活用推進室を設置し、未利用財産の処分を積極的に推進しています。

インターネットを利用した入札や入札予定価格の公表、随意契約可能物件の宅地建物取引業協会への媒介委託など、希望者が購入しやすいよう改善を図ってきており、平成20年度は、17件、約4億円の土地を処分しました。

集中改革期間中も毎年度3億円の売り払い収入を見込んでおり、今後も、県有資産の活用状況等の総点検を行い、県として利活用の見込みのない資産については、積極的に売却を進めていきます。

なお、県有施設の空きスペースなど、利用が見込まれるものは積極的に提供し、使用料収入の確保に努めます。

普通財産の処分状況

年度	件数	面積 (m ²)	金額 (千円)
16	21	9,714	366,602
17	24	49,304	327,780
18	25	49,605	330,019
19	27	39,174	333,110
20	17	142,227	409,423

(公債費関係)

問 1 6

県は毎年いくら借金をしているのですか？
もう少し借金を追加すれば予算を組めるのではないですか？

答

平成21年度予算では約1,059億円の借入れ（県債発行）を行う予定であり、その内訳は以下のとおりです。

建設事業等に充てる通常債（約350億円）

交付税の代替財源である臨時財政対策債や退職手当債等（約709億円）

本県では、県債残高を平成16年度末残高（9,935億円）以下に抑制するという方針に基づき県債発行の抑制に努めてきていますが、税収の大幅な減による財源不足に、交付税の代替財源である臨時財政対策債で対応することとされたため、平成21年度の発行予定額は大幅に増加しています。

なお、県が借入金（起債）を財源としてできる事業は、道路や河川等の整備を行う建設事業等、法律によって限定されており、国の赤字国債のように財源不足を補うための借金、いわゆる「赤字県債」を自由に発行して予算を組むことはできません。

問 1 7

本県の借金の返済額（公債費）の占める割合は、他県と比べて多いのですか？

答

本県の平成21年度一般会計当初予算額 766,940百万円における公債費は 99,081百万円となっており、額で全国第25位、一般会計予算における構成比（12.9%）で全国第36位となっています。

問 1 8

県が支払っている利子はいくらになりますか？

また、県民一人あたりの借金はどのくらいありますか？

答

平成21年度予算では、約991億円の借金返済（公債費）を予定していますが、そのうち利子が約170億円となっています。

この金額を単純に1年間の日数（365日）で割ると、1日あたりの利子の支払いは約47百万円となります。

また、県の借入金の残高は、平成21年度末で約1兆130億円（見込み）であり、県民一人当たりになると約50万円 となります。

国勢調査（H17.10.1）の県人口 2,016,631人で計算

問 1 9

今後の公債費（借金の返済額）の見込みはどうなっていますか？

答

本県はこれまで投資的経費の抑制や返済期間の延長により公債費を抑えてきていましたが、昨今の景気低迷により、地方交付税の不足を補う「臨時財政対策債」の発行額が急激に増加しており、平成21年度予算では、臨時財政対策債が県債発行額の約半分（509億円）を占め、県債発行額も平成20年度予算を上回ることとなりました。

このため、今年度は約991億円であった借金の返済額が、平成24年度以降は再び増加に転じる見込みとなっていますが、引き続き投資的経費の抑制等に努め、公債費の増加により財政運営に支障を来さないよう最大限の努力をしていきます。

問20

収入に見合った歳出を行い、新たな借金をしないような財政運営を進めるべきではないでしょうか？

答

県債（通常債）の発行は、法律により道路や河川などの整備に充てるための財源として活用する場合に認められています。

これは、多大な事業費を後年度にならず（平準化）将来、利用し便益を受けることになる子どもや孫たち後世代の住民と現世代との住民との間で、負担を分かち、といった観点等から認められているものであり、県債を上手に活用いくことも必要であると考えています。

県としては、県債の適切な活用を図りながら、次世代に大きな負担を残さない健全な財政運営に努めていきます。

(行政改革関係)

問 2 1

県の仕事を民間に委託すれば予算を減らすことができるのではないですか？

答

これまでの行財政改革において、庁舎清掃、警備業務等の定型的な業務、各種電算処理、調査集計業務等の専門性が高い業務を中心に、行政コストの縮減や県民サービスの向上が見込まれる業務については、積極的に業務の民間委託等を推進してきました。

さらに、平成 2 0 年 3 月には、「栃木県民間活力活用指針」を策定し、本県の独自の提案公募型アウトソーシング等の新たな手法を導入するなどの取組を進めており、今後も積極的に民間活力の活用を進めていきたいと考えています。

(参考データ)

提案公募型アウトソーシング

民間のノウハウと創意工夫の反映が期待できる業務について、民間事業者等からの業務執行に係る企画提案を求め、コスト比較だけでなく、サービスの質を含めた総合評価方式により委託先を決定する手法で、本県版市場化テストと位置付け実施することとしている。

(平成 2 0 年度実績なし)

問 2 2

職員の給与水準が民間に比べて高いではありませんか？

県民に負担を求めるより、まずは、職員の給与をカットするべきではありませんか？

答

本県職員の給与は、人事委員会の勧告を踏まえ、議会の議決を経て改定していますが、この勧告は、県内民間の給与の実態を調査し、県職員の給与と民間の給与との均衡を図るためにされるもので、毎年行われています。

また、県全体の人件費についても、県財政が厳しい状況にあることから、これまで、給料表水準の引下げなどの給与構造改革を着実に推進し、特別職の給与（知事20%、副知事15%、教育長・常勤監査委員10%）や管理職手当の10%カットを行うとともに、一般職の職員数の削減（平成17年から平成21年までの4年間で約640人を削減）、各種手当ての見直し等にも取り組み、総額の抑制を図ってきました。

しかし、今後も厳しい財政状況が見込まれるため、歳入歳出の両面において抜本的な見直しを行うとともに、全職員が一丸となって財政健全化に取り組むため、集中改革期間における臨時的な措置として職員給与の5%カットを実施します。

問 2 3

給与カットは簡単に歳出を削減できる手段ですが、なぜ3年間の実施で、なぜ5%の削減率なのですか？

答

平成25年度から収支の均衡した予算編成を行うという目標に向け、本格的な集中改革期間である3年間に限って実施したいと考えています。

カット率については、全職員が一丸となって財政健全化に取り組む姿勢を示すとともに財政健全化に寄与するよう、また、本プログラムに基づく見直しによる急激な県民負担の増を緩和して段階的に行えるよう、知事等特別職の給与カットの状況等を勘案して5%としました。

問 2 4

県職員の平均給料はいくらですか？

給料の水準が他県に比べて高いではありませんか？

答

県職員（一般行政職、平均年齢 44.3 歳）の平均給料月額は、364,563 円（平成 20 年 4 月 1 日現在）となっています。

本県職員の給料の水準を示す指標の一つであるラスパイレス指数は、101.5 で全国 9 位（平成 20 年 4 月 1 日現在）となっていますが、本県の一人当たり県民所得が全国 7 位（平成 18 年度）であることなどを勘案しますと、県内民間企業の給与水準との均衡が図られた結果であり、適切な水準にあるものと考えます。

問 2 5

県職員数は多すぎるのではありませんか？

答

これまで県民生活に密接な医療・福祉、教育、治安等に資する体制の強化を図りながらも、組織や事務事業の見直しを進め、職員数の削減を図ってきました。

その結果、平成 20 年 4 月の栃木県の人口 10 万人当たりの一般行政部門の職員数は、241 人であり、全国各都道府県と比較した場合、少ない方から 18 番目となっています。

しかし、厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に徹底した事務事業の見直しや簡素で効率的な組織体制の構築を推進するとともに、各行政分野ごとの事業量に見合ったメリハリある職員配置を行うなどして、職員数の更なる削減に取り組みます。

問 2 6

職員数削減にどのように取り組んでいるのですか？

答

現行の定員管理計画では、平成17年4月からの6年間で、一般行政部門については組織や事務事業の見直しにより7.7%、390人を削減する一方で、教職員については児童・生徒数の減少や県立高等学校の統廃合の進捗などを踏まえ、また、警察官については県民の安全安心の確保に配慮しながら、それぞれ適正に配置を行うなどにより、県全体では3.9%、1,014人を削減する予定としております。

平成21年4月時点における削減数（見込み）は、県全体で約640人、計画の進捗率は約60%、うち、一般行政部門では約330人、進捗率約80%と、計画は概ね順調に進んでいます。

しかし、一層厳しさを増す財政状況を踏まえ、この削減数を見直し、一般行政部門については平成21年4月からの4年間で約450人を削減し（平成17年4月からの8年間で約770人の削減）、4,300人体制とすることとしました。

問 2 7

関係団体（県出資法人等）への県費支出や職員派遣はやめるべきではないですか？

答

県出資法人等は、県行政を補完し、あるいは地域及び産業の振興を図る目的で設立され、県の行政目的の達成のために、一定の役割を担うものであり、そのため、県として法人等への県費支出や職員の派遣という形で、関与を行ってきたところです。

しかしながら、法人の設立目的の再確認や県の関与のあり方については、急激な社会情勢の変化等により、絶えず見直すことが必要と考えておりますので、県民ニーズを新たに捉え直した上で、県議会の「県出資法人あり方検討会」の審議状況も踏まえ、県費支出や職員派遣についても聖域なく見直していきます。

問 2 8

公の施設の見直しの項目では、見直すとしている施設が少ないのではないですか？

答

本県の公の施設については、現在の行財政改革大綱の中で順次見直しを実施してきましたので、他県に比べても施設数はかなり整理されてきたと考えています。そのため、本プログラム（試案）には、現行革大綱に記載されていて、廃止や市町村移管が未実施の施設だけを掲載しています。

しかしながら、今後、施設の必要性等についても改めて検討を行い、見直しを行う施設がありましたら、その時点でプログラムに追加することとします。

問 2 9

出資法人等への県の関与（県費支出や職員派遣）は見直すようですが、法人そのもののあり方の見直しは行わないのですか？

答

県出資法人等（特定指導法人）については、平成 2 0 年 3 月にあり方見直しの基本方針を策定し、その方針に沿って見直しを進めてきたところです。

しかしながら、その後の急激な社会経済情勢の変化や今回の本プログラム（試案）における県の関与の見直しが、法人へ与える影響も少なくないことから、それらの影響や県議会の「県出資法人あり方検討会」の審議状況を踏まえ、法人のあり方について今後とも継続して検討していきます。

(プログラム内容関係)

問30

なぜ、今回の財政健全化に向けた計画を「とちぎ未来開拓プログラム」と名付けたのですか？

答

本プログラムは、「選択と集中」により、当面の財源不足を解消し、誇れるふるさと“とちぎ”を未来につなげていくための財政基盤を確立しようとするものであります。そうした思いを込めて、「とちぎ未来開拓プログラム」と名付けました。

問31

今回のとちぎ未来開拓プログラム（試案）の策定に当たっては、事務事業を具体的にどのように見直しを行ったのですか？

答

見直しに当たっては、当面の財源不足を解消するだけでなく、安全安心の確保、社会的弱者への支援や新たな行政課題に対応していくために、改めてゼロベースの視点に立ち、聖域なく事業の見直しを行うとともに、優先順位の見極めによる徹底した選択と集中に取り組みました。

具体的には、特に配慮が必要な事業や予算額、年度間の増減が大きい事業については個別に取扱を検討しました。また、公平かつきめ細かな見直しができるよう、見直しのための統一的なルールを設定するとともに、事業の性質毎に見直しを行いました。

問3 2

市町村、民間との役割分担をうたっていますが、それぞれに負担を転嫁しているだけではないですか？

答

限られた財源の中で、事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、民間や市町村との役割分担を見直し、県の役割の重点化を図ることとしました。

民間や市町村が独自に実施可能なものについては、民間や市町村の判断に委ねることとしましたが、県が本来担うべき役割につきましては、引き続き果たしていくこととしています。

問3 3

全国での実施率が低くても実施すべき事業はあるのではないですか？

答

事務事業の見直しの基本的な考え方の一つとして、全国の実施率が低いものを廃止するという基準を設けましたが、判断の手がかりの一つであり、そのみをもって判断したものではありません。

「妊産婦医療費助成制度（全国で4県）」や「第2次救急医療対策費（病院群輪番制病院運営事業）（全国で2県）」など、全国での実施率が低い事業についても、重点的に取り組む必要があると判断し、継続するものもあります。

問34

毎年度、プログラムの見直しを行うとのことですが、どのように見直しを行っていくのですか？

答

今後の経済動向により、国の経済見通しや地方財政対策など、プログラムを策定した際の前提条件に変更が生じることが想定されます。

このため、国の地方財政措置や税収の動向等を踏まえながら、新たな課題への対応を検討し、毎年度、当初予算編成時に見直していきます。

問35

平成20年度も当初予定していた財政調整的基金の取り崩しを最終的には全ては取り崩さずに済んだように、来年度以降もいわゆる基金の戻しが生じるのではないですか？

基金の戻しが出た場合、何に使うのですか？

答

平成20年度は、経費削減に努めたことや退職者が見込みよりも少なかったことなどのため、当初予定していた260億円の財政調整的基金の取り崩しが予定より80億円少なくて済みました。

来年度以降も効率的な執行や経費の削減に努めることによって財源を生み出し、財源不足を埋める手段の一つとして活用していきます。

問36

国の「経済危機対策」により「地域活性化・公共投資臨時交付金」や「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が創設され、国から多額の交付金が交付されることから、県の財源不足は解消または縮小されるのではありませんか？

答

今回創設される「地域活性化・公共投資臨時交付金」については、新たに経済対策として追加実施する公共事業の実質的な財源となるものであり、財政的に余裕が生じることはありません。

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」については、経済対策のための交付金ですが、実施する必要のない事業にあえて取り組む必要はないことから、原則、後年度に対応する予定であった事業を前倒して実施するために活用することにしています。

問37

本プログラムを実行した場合でも、平成25年度において、なお53億円の財源不足が生じる見込みですが、この財源不足が生じることをどのように評価しているのですか？

答

本プログラムを実行することにより、いわゆる財政再生団体への転落は免れる見込みであります。

しかしながら、ご指摘のとおり、なお53億円の財源不足が見込まれますので、25年度において収支の均衡した予算編成ができるよう、集中改革期間中において引き続き更なる見直しに取り組んでいきます。

問38

本プログラムの前提となる中期財政収支見通しは、内閣府のいわゆる「10年展望」の2010年世界経済順調回復シナリオの名目成長率に基づいていますが、現在の経済状況では厳しいのではないですか？

その場合、県税収入も見込みを下回り、財源不足が拡大する懸念がありますが、どのように対応するのですか？

答

今後の経済動向により、国の経済見通しや地方財政対策など、プログラムを策定した際の前提条件に変更が生じることが想定されます。

このため、国の地方財政措置や税収の動向等を踏まえながら、新たな課題への対応を検討するなど、毎年度、当初予算編成時に見直していきます。

(参考)

	平21	平22	平23	平24	平25
名目成長率	0.1	1.8	2.2	2.4	2.6

問39

公共事業は段階的に削減していくとしていますが、経済対策にはどのように対応するのですか？

答

本プログラムに基づき、各種見直しを行いますが、国の「経済危機対策」に伴う補正予算では実質的に地方負担がないよう措置されております。つきましては、国庫補助金や交付金を最大限に活用し、将来行うべきものを前倒しして実施し、景気が回復した後に事業量を縮小するなどの調整を行うこととしています。

(個別事業関係)

問 4 0

公共投資は本当に経済効果があったのですか？

そのツケが現在の財政状況の悪化の原因になっていませんか？

答

景気対策としての公共事業の有効性については、様々な意見がありますが、公共投資が本県の景気を一定程度下支えしてきたのは事実であると認識しています。

バブル崩壊後、本県も他県と同様、国の景気対策に積極的に対応して公共投資額を増額するとともに、足利銀行破綻時には県内経済の活性化を図るため、積極的な対応を行いました。

これらの事業について、その財源の多くを県債の増発や基金の取崩しに頼ったことが県財政を悪化させた要因の一つとなった可能性も否定できませんが、既にそれらの返済のピークは過ぎています。

なお、それらの事業が、今日の私たちの安全や生活の質の向上、産業発展等の基盤となっているところであり、真に必要な事業については、着実に実施していく必要があります。

問4 1

公共事業を削減すれば財源は確保できるのではありませんか？

答

公共事業については、これまでも限られた予算の中、総額を抑制しながら真に必要な事業を実施してきました。

本プログラムにおいては、一層の選択と集中を図ることとしていますが、一定の公共事業は、県民生活の質の向上や産業発展のためにも不可欠であり、全ての事業を先送りとする訳にはいきません。

そこで、集中改革期間中は、新規事業（箇所）の着手は行わず、限られた財源を有効に活用するため、国庫支出金を積極的に導入し、県費負担の軽減を図りながら、一定の事業量を確保することとしています。

本プログラムの集中改革期間中は、国庫支出金を導入する公共事業費は、基準となる平成21年度と比較し、平成22年度は 10%、平成23年度は 20%と徐々に削減し、平成24年度には 30%とする予定です。

また、県単独の土木事業については、平成25年度には維持管理事業のみとすることとしています。

なお、これらの事業の財源は、ほとんどが起債（借金）ですので、事業量を削減してもその年度の財源不足額解消に直ちに効果が生じる訳ではありません。

しかしながら、県債の発行は、将来の財源のいわば「先食い」であり、将来の公債費の増加につながることから、長期的な視点に立ち、計画的に事業を実施していくこととしています。

問4 2

段階的とはいえ、公共事業等に対して（30～50%のように、）一律に縮減枠をはめ込むのは乱暴ではないですか？

メリハリのある公共事業等の実施こそ「選択と集中」にあたるのではないですか？

答

公共事業の縮減については、他の経費も含めた全体の見直しの中で、財源不足に対応するために必要となる額を縮減しようとするものです。

一定の予算額を確保する中で、通学路の歩道整備を行うなど、事業の優先順位を見極め、「選択と集中」によりメリハリのついた事業実施に努めたいと考えています。

問4 3

県庁舎を建設したことが財政悪化の原因ではありませんか？

答

いわゆるハコモノ建設（公共施設の建築整備）については、真に必要な施設に重点化を図りながら、年度間の負担額を平準化しながら推進してきました。

特に県庁舎の建て替えは長年の課題でありましたので、建て替え前から県庁舎整備のための基金積立を行うとともに、庁舎整備のための財源とした県債についても30年返済とするなど、整備期間中及び完成後の財政運営に大きな影響を及ぼさない工夫をしながら進めてきました。また、庁舎の設計・建築に当たっては、様々な節約を図り、効率的な施設整備に取り組みました。

その結果、県庁舎整備基金が約75億円残りしましたので、平成21年度予算の財源の一部として活用しました。

問44

こども医療費補助金や妊産婦医療費補助金に所得制限を導入するのはなぜですか？

答

こども医療費補助金や妊産婦医療費補助金については、非常に厳しい財政状況の中、小学6年生まで対象を拡大しつつ、持続可能な制度とするため、一定額以上の所得のある方にはご負担をお願いすることが適当であると判断し、児童手当特例給付に準拠（年収860万円）して、全国的に実施されている所得制限を導入しようとするものであり、ご理解をいただきたいと考えております。

両親と子供2人（扶養親族3人）

世帯主（厚生年金等加入の給与所得者）、配偶者（配偶者控除あり）の場合

問45

私学への助成金を削減するのは、授業料等の値上げ等につながり、私学に通う児童生徒の家庭の負担増になるのではありませんか？

答

私学への助成金の削減は、私学に通う児童生徒の家庭の負担増に繋がる可能性があり、まさに断腸の思いであります。

しかしながら、小中学校は義務教育であり、公立学校への全入が保障されていることから大幅な見直しを行いました。また、高校については、本県高校教育の一翼を担っていることことから国庫補助、交付税措置分の助成額を維持したところであり、授業料等の値上げ等につながらないよう、更なる運営の効率化をお願いしたいと考えております。

問46

スポーツ選手の育成強化費（競技力向上費）を削減することは本県スポーツのレベル低下につながるのではないですか？

答

平成20年度の本県競技力向上費は1億8千万円で全国14位の助成額となっています。スポーツ選手の育成強化については、財政規模が同程度の県の状況を勘案し、段階的に削減を行い、平成25年には1億円を確保したうえで、今後も継続して支援を行っていきます。

問47

青少年教育施設の再編整備は、なぜ休止するのですか？
また、廃止予定だった施設はどうなるのですか？

答

青少年教育施設の再編整備については、みかも山公園の一部を予定地として準備を進めてきましたが、プログラムの集中改革期間中は事業に着手せず、休止することとしました。

新施設の完成を待っていた皆さんには申し訳なく思いますが、事業費が非常に大きいこと、また、他に代替できる施設があり事業を遅らせても多大な影響が無いこと等を踏まえ、休止の判断を致しました。

施設整備の再開については、プログラムの集中改革期間終了後の状況を踏まえ、改めて判断したいと考えています。

なお、新たな青少年教育施設の整備に合わせて廃止等を行う計画の芳賀青年の家、太平少年自然の家については、前倒して廃止等が可能か検討を行います。

問48

これほど厳しい財政状況の中でもドクターヘリ導入促進事業はなぜ継続するのですか？

答

プログラムの策定に伴う事務事業の見直しに当たっては、「選択と集中」により、当面の財源不足を解消するだけでなく、安全安心の確保、社会的弱者への支援や新たな行政ニーズなどに的確に対応し、「安心して暮らせ、人や環境にやさしく、元気な“とちぎ”」の実現を図ることとしています。

ドクターヘリ導入促進事業については、県民の生命を守るために必要な事業であると判断し、厳しい財政状況の中でも重点的に取り組むべき事業といたしました。

問49

公務員の給与は、人事委員会勧告を尊重して決まるはずですが、それによらず給与を削減しても問題はないのですか？

答

人事委員会勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであることから、勧告を尊重するというのが従来からの県の基本姿勢であります。全職員一丸となって財政健全化に取り組むため、勧告制度とは切り離して、既の実施している特別職に加え、教員や警察官を含む一般職員につきましても、平成22年度から平成24年度までの3年間、緊急避難的な措置として給与カットを行うこととしたところです。

問50

巨額な財政支出を伴うことが予想される「総合スポーツゾーン整備」については、本プログラムにおいて、どう取り扱うのですか？

(凍結しないのですか？)

答

総合スポーツゾーンにつきましては、将来の国体開催も見据えながら、本県スポーツの象徴として、公共スポーツ施設の充実を図り、競技レベルの向上とともに、県民誰もが集い、様々なスポーツに親しむなど、県民総スポーツを推進する拠点として整備していく考えであります。

今後、全体構想の策定と財政負担の極小化を目指した整備手法等について、県議会や県民の皆様と十分に協議、検討していくほか、民間活力導入についての可能性調査、交通対策及び周辺環境への影響調査などに取り組んでいきます。

(その他)

問5 1

本プログラムと次期総合計画の整合性(関係)をどのように図るのですか？

答

総合計画は、長期的な展望のもと目指すべき将来像、県政の基本目標及びその実現のために県が取り組むべき政策や施策を明らかにする「県政運営の基本指針」であり、今後の県政運営にとって必要不可欠なものであります。

計画の策定に当たっては、社会情勢の変化や県民・市町村のニーズを見極めるとともに、県の財政状況等も踏まえ検討を進めていく必要があります。計画に掲げる目標、政策や施策については、優先順位の見極めによる選択と集中を図るとともに、戦略性を持たせたものとしていく必要があると考えています。

なお、本プログラムは本県の持続可能な財政基盤の確立を目指すものでありますので、新たな行財政改革大綱などと合わせ、次期総合計画の中にも位置づけていく予定です。

問5 2

本プログラム（試案）ができましたが、平成22年度政策経営基本方針はどのようなのですか？（策定するのですか？）

答

政策経営基本方針は、知事としてのリーダーシップの下、新たな視点での取組や予算編成及び行財政改革の方向性などを含めた、次年度における県政運営の基本となる方針を示すものです。

今回、本プログラム（試案）において、平成25年度に向けての事務事業の見直し方針をまとめたところですが、行政が担うべき課題等については、社会経済情勢の変化や新たな県民ニーズを的確に捉え、機動的に対応していく必要があります。

今後とも、「政策経営基本方針」を策定し、次年度へ向けての基本方針を明らかにするとともに、新たな課題等について迅速かつ機動的に対応していきます。

問5 3

本プログラムの策定において、既に事務事業の見直しを実施していますが、政策マネジメントへの影響は無いのですか？（マネジメントは実施するのですか？）

答

政策マネジメントは、「とちぎ元気プラン」の実現に向けて、毎年、50ある施策の現状について客観的な評価を行い、県民への説明責任の徹底に努めるとともに、施策の目標達成に向けた課題を明らかにし、その改善策等を企画立案し実行に移す行政評価システムであります。

そのため、極めて厳しい財政状況の下ではありますが、この政策マネジメントをさらに有効に活用し、客観的な評価に基づき、社会経済状況の変化や新たな県民ニーズ等を踏まえ、次年度に向けて改善すべき課題等を明らかにし、機動的に対応していく必要があると考えています。今後とも、効率的で効果的な政策形成を図っていきます。